

## 中京キャッシュカード（カードローン）規定

### 1.（カードの利用）

総合口座取引のカードローン契約にもとづく中京ローンカードは、中京キャッシュカードを発行し、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。）を使用して、カードローン契約にもとづき当座貸越を借入れる場合のほか、総合口座取引の普通預金口座として、中京キャッシュカード規定に従って利用することができます。

### 2.（解約等）

総合口座取引のカードローン契約が終了し、普通預金取引または、＜中京キャッシュカード規定＞にもとづく取引を引続き利用される場合には、中京キャッシュカードを、そのまま使用するものとします。

### 3.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行の中京総合口座規定、中京生活カード規定、中京キャッシュカード規定およびカードローンの契約規定により取扱います。

### 4.（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- （2）前記（1）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上